

平城西地区自主防災防犯会会則

第1条（名称）

この会は、平城西地区自主防災防犯会（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的）

本会は、平城西地区自治連合会を主体として、各自治会・各種団体が相互協力の下、住民の地域共同体の精神に基づく自主的な防災防犯活動を行うことにより、地震その他の災害の予防対策と被害の軽減を図ること、指定避難所等に避難を余儀なくされる非常災害時には避難所運営等を円滑に行うこと、並びに、犯罪の未然防止と軽減を図り、児童・少年の健全育成を支援することにより、安全で明るく、住みやすい町づくりに寄与することを目的とする。

第3条（組織）

本会に、事業部・管理部を置き、自治会や自治会内防災防犯会と連携協力して第5条の事業を行う。

第4条（事務所の所在地）

本会の事務所は、自主防災防犯会会長宅に置く。

第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災関連事業

- ① 地震など災害に対する防災計画の作成
- ② 地震など災害とその予防に関する調査と研究（災害弱者の調査を含む）
- ③ 防災に関する知識の普及と啓発
- ④ 地震など災害発生時における情報収集伝達、救助、救出、避難誘導、初期消火など応急対策に関しての検討
- ⑤ 前号に関する防災巡視、防災訓練の実施
- ⑥ 防災資機材などの整備、点検
- ⑦ 防災防犯用品・機材調達計画および必要に応じて食品備蓄計画の立案、それらの購入および保管・メンテナンス
- ⑧ 自治会等に対する用品・機材使用法操作法の知識の普及
- ⑨ 災害時に備えて統括本部要員にIDカードの発行
- ⑩ 各自治会では、下部組織を結成し、その自治会の実情・実態に応じた防災組織のあり方や事業計画の立案・研究を行う
- ⑪ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(2) 防犯関連事項

- ① 防犯に関する研究と知識の普及と啓発
- ② 防犯のための巡視、点検
- ③ 犯罪、防犯に関する情報収集とその伝達
- ④ 防犯のための資材・用具の整備点検
- ⑤ 各自治会では、その地域の実情・実態に応じ①②③④の活動推進に向けて計画立案、実施する
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要なこと

第6条（会員）

本会は、平城西地区自治連合会に所属する各自治会内の会員で構成する。

第7条（役員・委員）

本会には次の役員・委員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 事業部長 1名
- (4) 管理部長 1名
- (5) 書 記 1名
- (6) 会 計 1名
- (7) 会計監査 1名
- (8) 委 員 6名
- (9) 特別委員 10名程度

- 2 ① 会長には、**前年度**の平城西地区自治連合会会長が就任する。
- ② 副会長には、**本年度平城西地区自治連合会会長・本年度平城西地区自治連合会第一副会長・平城西地区民生児童委員協議会会長**が就任する。
- ③ 事業部長には平城西地区自治連合会第二副会長、管理部長には同第三副会長が就任する。
- ④ 書記・会計・会計監査には、平城西地区自治連合会の書記・会計・会計監査が就任する。
- ⑤ 委員には、各自治会が推薦する防災担当又は前年度自治会長及びが就任する。再任は妨げない。
- ⑥ 特別委員は**防災防犯関係の地域活動委員に限定し、委員会に参加する。**
ただし、特別委員に議決権はない。防災防犯関係の地域活動委員とは、**地域安全推進委員・交通安全指導員・青色防犯パトロール委員・女性防災クラブ・「いきいき平城西」広報部委員**。出席者は各地域活動委員の代表者1名とする。

第8条（役員の仕事）

会長は、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、第一副会長（今年度平城西地区自治連合会会長）、次に第二副会長（今年度自治連合会第一副会長）がその職務を代行する。

事業部長は、第5条、（1）防災①～⑤、（2）防犯①～③の事業にあたる。

管理部長は、第5条、（1）防災⑥～⑨、（2）防犯④の事業にあたる。

書記は、役・委員会、総会の記録をする。

会計は、本会の会計処理を行い、決算書を作成して総会において報告する。

会計監査は、本会の会計処理について監査を行い、総会において報告する。

第9条（委員の仕事）

委員（自治会長）は各自治会（下部組織）の現状、問題点などについて報告し、連絡調整にあたる。

第10条（役員・委員会）

役員・委員会は、自治連合会の開催時に定例会を開く事が出来る。開催については会長が決定する。

第11条（総会）

総会は、平城西地区自治連合会総会の中で開催し、事業報告、会計報告、新年度事業計画案・会計予算案等を報告、審議する。

第12条（会計）

本会の運営・活動に関する費用は、自治連合会の会計及び奈良市の交付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（会計監査）

本会の会計については、毎年1回、会計監査を行い、総会で報告する。

第14条（非常事態条項）

非常災害が発生した場合は、地区住民の相互扶助の精神の下に、リーダーの指揮の下、整然とした救助・非難・生活支援が行われることを基本理念とする。

2. 救助・非難・生活支援活動のプロセスは段階的に第1次避難活動、第2次避難活動とする。

（1）第1次避難活動

- ① 災害直後の活動は、先ず、住民の繋がりの深い各自治会内で行う。
- ② リーダーは自治会長を筆頭に自治会役員がその役に任じ、会員の協力を得て、救助活動のほか、寝所・食事・トイレの提供その他の生活支援・仲介に当たる。
- ③ 避難集合場所は予め決められた一時（いつとき）避難場所とし、一時避難場所での救助活動が困難に至った場合は、リーダーの指揮の下に、一次（いちじ）避難場所（登美ヶ丘中学校）へ移動する。

（2）第2次避難活動

- ① 第2次避難が必要となった場合は、本会の会長の判断により、速やかに「緊急時対策本部」を立ち上げる。本部は一次避難場所（登美ヶ丘中学校）に置く。
- ② 「対策本部」は本会の会長を筆頭に第7条1項の役員・委員で構成する。会長をリーダーとして全員が補佐するほか、必要に応じ、住民に要請して救援部隊を組織する。
- ③ 「対策本部」は情報に基づき、その必要性・緊急性・可能性等を総合的に勘案し、臨機応変の対策を講じる。「対策本部」における主な任務としては次の項目が想定される。
 - ア．一次避難場所の受け入れと運営
 - イ．自治会相互間の支援調整
 - ウ．情報収集
 - エ．救援部隊結成のための人材確保
 - オ．行政との連絡 等

第15条（その他）

この会則に定めない事項については、会長が役・委員会に諮り協議して決める。

第16条（会則の改廃）

本会則の改廃は、総会において出席者の2／3以上の賛成を必要とする。

第17条（実施）

この会則は、平成18年11月26日から施行する。

令和4年5月8日一部改訂